

國會奇談（昨日の續） 筑陽生寄稿  
昨日の紙上にも記しある如く普遍西の國會は恰も書生一場の討論會に殊ならずして二十年來罵々噴々徒々粉墨を累ねたるは苦々しさ次第と云ふ可も即ち虛心として考ふれば無論賛成の事柄なれども官民互の憲地づくにて左右より分れ怒眼裂眦の狂態を裝ふて相争ふは毎度の話にして政治家の苦心は傍人の想ひ到らざる所あると疑わるべからず普國に於て丁抹の戰爭を終り有名なるキールの港を得られよ軍港を築て且つ艦隊を作らんと欲し政府は一千萬ターレル（一ターレルは金貨凡そ七十五錢）の支出を國會に求めよる國會は其事の要用を認めあがらも衆てビスマルクの内閣には聊うたりとも餘計の金錢を授す可らずとの考より大多數よて原案を否決したり然るよ政府は國會の不同意にも拘はらずして其案を断行し甚しさば講院一應の下問もあく日本エンペルク侯國の所有權を擴國より買取り翌年度の國會より其事を報告して費用の支出を促しるよ國會は是に至りて承諾せず更に政府の威儀を無効なりと攻撃し其論頗る露然たればビスマルクは躬ら講場より臨み講院が斯くまで不平を唱ふるは抑もく正當の範圍を失したる所業よして憲法上王室の特權より凌駕を加へたる者と云はざる可らず憲法に基て政府より與へたる書論自由の區域を守らざる事より政府より反對するは異れ多くも國王陛下の威稟を犯す罪責なりとて散々に罵りたるより議員は概ひ憤懣してますく反對を試み復々如何ともすべからざるの勢なれば政府は將に國會議散の命を下さんとしたり時正に千八百六十六年六月初旬の事にして此月七日午後五時ろビスマルクは例の如く宮廷に參内し陛下より國家の事を奏し終て單身ウヰルヘルム、ストラッセ街の官宅に歸らんとしてリンドン公園の前（恰も露國大使館の側なりと云ふ）まで來りし時何者とも知れず小蘿より二發の砲彈をビスマルクに向けて放射したり驚て見返れば年の齡は二十前後とも覺しさ少年が六發込めのピストルを隻手に握り狙手より其咽喉を押へながらピストルを拾取らんとしたれども少年は爰ぞ大事と力を込めて暫く押合ふ隙を伺ひ又も三發を續けざまに放ちたり一發は外れけれども他の二發はビスマルクの胸先さと肩とに中り急所よりは撃ちさりしも殆限き眩んで既に組伏せられんとしたるに大膽ある偉丈夫の事あれば再び起て少年に撃拂り難なく彼を捕へたるが此時までは一人の援兵なく特に兎器の母あれば寄附く者とては一名もあらざりしに既にして一隊の近衛軍が軍歌を誦ひ公園の方より來れるあり僥倖なりと兎人を兵隊に渡し侯自身は負傷を耐へながら幸くも自宅より着きたるよし刺客の名はヘルナンド・コーンとて年紀漸く二十一歳の青年なり種々南方日耳曼に在りて農學を修め後又實地に耕作を務めて稼穡は餘念なかりしに適々時勢に感して政治の改良に熱中し農事の暇に國事を談じて共和主義を世に弘めんとしたる精神ビスマルクが壓制の政を執り國庫を盡らしして辭らざる所なきを憤り一發の下に彼を殺して自ら自由の實性たらんと爲し事のこれに及ぶたる者なりと云ふ想と雖も一日猶して國會開散の命令出たるを云々右は露國西講院に関する紛擾中の一話よりして其體のれ

に類する奇談凶變多しと雖も要するゝ政府黨と民間黨との軋轢より熱よ熱を加へて事の爰に至るものゝ外ならざる可し英國は之に反して政黨内閣の組織を成し自由黨と云ひ保守黨と稱して互々旗幟を樹つれども議論正々堂々として普漏西の議院の如く場中議場の空氣を以て充満するの比に非ず特に政權の授受は圓滑にして去る者も惜まず代る者も熱せず徐ろに事を處して秩序の整然たるは他國より其例あらざれば日本人が國會後の有様を想像するに當りても必ず先づ模範を英國より取りグラッドストーンは野に下りてソウルスベリーが之に代ると一般ある内閣の更迭を我國の政治社會に期する者もある可し果して所期の如くなれば妙なりと雖も元來政治社會の事は工藝器械より反して他國の制度を其體に移す能はざる次第もあれば完全なる英國の議院政治を日本より傳へて能く其本體を傷けざるを得べきや如何我輩の窮に疑ふ所なり特に英國の議院と雖も初めより今日の如く完全なりしに非ずして數百年の間種々多様の變化を累ねたるは歴史に照して疑もあらず事實なり乞

迄下季ノ利金表及舊公債年賦金表ヘ十一月十日迄  
ニ毎年大藏省へ差出スヘシ  
第二節 大藏省ヨリ右合計表ニ從テ其下渡スヘキ金  
高ヲ拂場所ヘ廻送ノ手續ヲナレ臨時官員出張スルカ  
又ハ其地方官ニ委任シ都ヲ證書ノ下ニ附添スル其年  
ノ拂方ニ屬スル小札ヲ切取り引換ニ其拂方ヲ爲スヘ  
第三節 右切取りタル小札ハ其拂方ヲ爲シタル明細  
調書ト共ニ直ニ之ヲ大藏省ニ送納スヘシ  
第五條 新公債證書拂方諸般ノ手續ヲ明ニス

リ増加レ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘン  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘン  
○私設鐵道用地に係  
合 去る九月二十九  
日へ個々私設鐵道用  
地は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝよ  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但レ  
一條ニ對する同月十  
り

○町村区域名稱變更  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
り  
○私設鐵道用地に備  
備へ置タル公債額  
數及ヒ其名面取引  
レヲ下ケ渡スヘン  
令 去る九月二十九  
へ備ニ私設鐵道用地  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝと依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條ニ對する同月十  
り

リ増加レ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘレ  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘレ  
○私設鐵道用地に係  
合 去る九月二十九  
ヘ個々私設鐵道用地  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條ニ對する同月十  
り

リ増加シ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘレ  
**第五節 乙ノ地方**  
**備へ置タル公債簿**  
數及ヒ其名面取引  
レヲ下ク渡スヘレ  
**○私設鐵道用地に係**  
**令 去る九月二十九**  
ヘ佃ム私設鐵道用地地  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ又依  
臣へ相伺候處本月二  
其地價を掲げざるに  
となすべしもの之を  
又一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條ニ對する同月十  
り  
○町村區域名稱變更  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められさ  
區域に據り少しく改  
する小少あらず故に  
難を改めると公債簿

リ増加シ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘン  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝより  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ユ一昨五日兩大臣ト  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一統ニ對する同月十  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められ  
區域に據り少しく改  
区域郡村と大牙錯雜  
する小少あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此增加を以  
リ

○町村区域名稱變更  
原郡外三郡の内六十  
日より臨時府會を開  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界なる  
を東京と改められ  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小歩あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此増加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住と供するも

○ 増加レ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘレ  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債額  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘレ  
○ 私設鐵道用地に係  
令 去る九月二十九  
ヘ倘々私設鐵道用地  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣より  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條々對する同月十  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十一  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められ、さ  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小歩あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此増加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住ニ供するも  
更正せんとす  
○ 莢原郡  
区域名稱變更

○第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘン  
○私設鐵道用地に係  
合 去る九月二十九  
へ倘又私設鐵道用地  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるシ依  
べき限に之なきやその  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣より  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條ニ對する同月十  
九

○町村區域名稱變更  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められさ  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小歩あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月一  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住ニ供するも  
更正せんとす

○区域名稱變更  
白金村の内字玉繩  
○荏原郡  
白金村の内字今里(元  
下屋敷)余

リ増加シ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘシ  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債額  
數及ヒ其名面取引  
レヲ下ケ渡スヘシ  
○私設鐵道用地に備  
令 去る九月二十九  
ヘ備ム私設鐵道用地  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條より對する同月十  
九  
○町村區域名稱變更  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められる  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小少あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月一  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住と供するも  
更正せんとす  
○區域名稱變更  
白金村の内字玉繩  
白金村の内字今里(元  
寺下屋敷を除く)  
白金村の内字上三光  
名光、東名光、西名  
松久保、雷神下

リ増加レ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘン  
**第五節 乙ノ地方**  
**備へ置タル公債簿**  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘン  
**○私設鐵道用地に係**  
合 去る九月二十九  
ヘ個々私設鐵道用地に係  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝより  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ユ一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一終ニ對する同月十  
一  
り  
種  
○町村區域名稱變更  
日より隨時府會を開  
原郡外三郡の内六十一  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められ  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙銷難  
する小少あらず故に  
難を改正するを必要  
の時より本年一月一  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住ニ供するも  
更正せんとする  
区域名稱變更  
○荏原郡  
白金村の内字玉繩  
白金村の内字今里(玉  
寺下屋敷を除く)  
白金村の内字上三光  
名光、東名光、西名  
豪、松久保、雷神下  
北品川宿の内(目黒川  
品川歩行新宿  
南品川鐵部町)

り増加し來ル分  
相濟シ上ニテ利  
用レア下ケ渡スヘン  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條より對する同月十  
〇町村區域名稱變更  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められる  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小少あらず故に  
難を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住と供するも  
更正せんとす

リ増加シ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘレ  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘレ  
○私設鐵道用地に備  
令 去る九月二十九  
ヘ備ム私設鐵道用地  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝより依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるは  
となすべきもの之あ  
ユ一昨五日兩大臣より  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一統ニ對する同月十  
九日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められ  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小歩あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住ニ供するも  
更正せんとする  
○区域名稱變更  
○荏原郡  
白金村の内字玉繩  
白金村の内字今里(元  
寺下屋敷を除く)  
白金村の内字上三光  
名光、東名光、西名光  
豪、松久保、雷神下  
北品川宿の内(目黒川  
品川歩行新宿  
南品川靈師町  
同利田新地  
上大崎村の内字清水  
下大崎村の内(目黒川  
三鷹の内)金村字今里の内元  
右芝區に編入

リ増加來ル分  
相濟シ上ニテ利  
レア下ケ渡スヘシ  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債箇  
數及ヒ其名面取引  
ニ差出スヘシ  
○私設鐵道用地に係  
令 去る九月二十九  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
區域郡村と大牙錯雜  
する小步あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住と供するも  
更正せんとする  
○区域名稱變更  
○荏原郡  
白金村の内字玉繩  
白金村の内字今里(元  
寺下屋敷を除く)  
白金村の内字上三光  
名光、東名光、西名  
豪、松久保、雷神下  
北品川宿の内(目黒川  
品川歩行新宿  
南品川靈廟町  
同利田新地  
上大崎村の内字清水  
三崎の内  
下大崎村の内(目黒川  
白金村字今里の内元  
右芝區に編入  
○南豊嶋郡

第五節 乙ノ地方  
○私設鐵道用地に備  
備へ置タル公債額  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘシ  
令 去る九月二十九日  
へ伺ゝ私設鐵道用地は  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ニ一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條ニ對する同月十  
九日

第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ヶ渡スヘシ  
○私設鐵道用地に係  
合 去る九月二十九  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之ある  
ニ一昨五日兩大臣より  
私設鐵道用地の件は  
其儀と心得べし但し  
一終ニ對する同月十  
九  
○町村區域名稱變更  
日より隨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められゝ  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小少あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月一  
萬有餘人此増加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住と供するも  
更正せんとす  
○區域名稱變更  
○荏原郡  
白金村の内字玉繩  
白金村の内字今里(元  
寺下屋敷を除く)  
白金村の内字上三光  
名光、東名光、西名  
豪、松久保、雷神下  
北品川宿の内(目黒川  
品川歩行新宿  
南品川鐵師町  
同利田新地  
○荏原郡  
上大崎村の内字清水  
三崎の内  
下大崎村の内(目黒川以  
西金村字今里の内元  
右芝區に編入  
○南豊島郡  
原宿村の内(澁谷川以  
西  
○南豊島郡  
右麻布區と編入

○増加レ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘレ  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ケ渡スヘレ  
○私設鐵道用地に係  
合 去る九月二十九  
日 個又私設鐵道用地  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべしもの之亦  
ム一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條より對する同月十  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められる  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小少あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住と供するも  
更正せんとす

○第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債額  
數及ヒ其名面積引  
レア下ケ渡スヘシ  
合 去る九月二十九  
日 個々私設鐵道用地に係  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝより  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ニ一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一株ニ對する同月十  
九日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十一  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められ  
ヨ一昨五日兩大臣よ  
區域郡村と大牙錯雜  
區域に據り少しく改  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此増加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住ニ供するも  
更正せんとする  
区域名稱變更

リ増加シ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘン  
第五節 乙ノ地方  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ヶ渡スヘン  
○私設鐵道用地に係  
令 去る九月二十九  
日 個々私設鐵道用地  
は地方稅中地租割及  
するものは自然免除  
臣へ相伺候處本月二  
と御指令相成候然る  
を免除せらるゝ事依  
べき限に之なきやの  
其地價を掲げざるに  
となすべきもの之あ  
ム一昨五日兩大臣よ  
私設鐵道用地の件は  
る儀と心得べし但し  
一條ニ對する同月十  
り

リ増加レ來ル分  
相濟シ上ニテ利  
ニ差出スヘン  
**第五節 乙ノ地方**  
備へ置タル公債簿  
數及ヒ其名面取引  
レア下ヶ渡スヘン  
○私設鐵道用地に係  
は地方税中地租割及  
するものは自然免除  
令 去る九月二十九  
日より臨時府會を開  
原郡外三郡の内六十  
提出して同會の意見  
本府郡區の境界たる  
を東京と改められると  
區域に據り少しく改  
區域郡村と大牙錯雜  
する小歩あらず故に  
雜を改正するを必要  
の時より本年一月二  
萬有餘人此增加を以  
有餘人を増し十年を  
是れ其區域を釐正す  
民の居住供するも  
更正せんとす